

目 次

1	子ども虐待とはどんなもの	3
1	子ども虐待とは	3
2	虐待の分類	3
3	虐待が子どもに及ぼす影響	4
4	虐待が起こる要因	5
2	子ども虐待への対応は	6
1	虐待に対する姿勢	6
2	関係機関のつながり	7
3	虐待を発見するまで	8
4	虐待の未然防止	8
5	早期発見のポイント	9
6	通告	13
3	子ども虐待に関わる用語集	14
【様式】	子ども虐待等通告書	17
	子ども記録票	18



1 子ども虐待とはどんなもの

1 子ども虐待とは

親または親に代わる養育者（以下「保護者」という。）が非偶発的（単なる事故ではない、故意を含む）に子どもの身体に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わず、子どもの心身に傷を付け、健やかな成長・発達を損なうような行為をいいます。

子ども虐待を取り巻く今日の状況を受けて、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）が改正され、平成16年10月1日から施行されました。

2 虐待の分類

「児童虐待防止法」では、保護者の**4つの行為**が虐待とされています。具体的には次の4つです。

1 身体的虐待

- ・ 生命や健康に危険のある暴力行為や外傷を負わせること。
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、タバコの火を押し付ける、異物を飲ませる、戸外に閉め出すなど。
- ・ 意図的に子どもを病気にさせる。など



2 性的虐待

- ・ 子どもへの性的いたづら、性的関係の強要（教唆を含む）。
- ・ 子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもに性器や性交を見せる。
- ・ 子どもをポルノグラフィの被写体にする。など



3 ネグレクト（養育放棄）

- ・ 適切な食事を与えない。
- ・ 不潔な環境の中で生活させる。
- ・ 重大な病気になっても病院に連れて行かない。
- ・ 乳幼児を家や車に残したまま外出する。
- ・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。
- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない。
- ・ 保護者以外の同居人が虐待と同様の行為を行っているのを放置する。など



4 心理的虐待

- ・ ことばによる脅かし、脅迫。
- ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す。
- ・ 子どもの心や自尊心を傷つける言動を繰り返す。
- ・ 他のきょうだいとの著しい差別。
- ・ 子どもの目の前でDV（配偶者等からの暴力）が行われる。など



3 虐待が子どもに及ぼす影響

虐待は子どもを心身ともにひどく傷付け、長い時間、子どもを苦しめてしまいます。また、子どもの死亡という最悪の結果を招くこともあります。

1 身体への影響

頭部外傷、頭蓋内出血、骨折、やけど、溺水等による障害、妊娠、性器の外傷、性感染症などがあります。また、愛情の遮断によるストレスや栄養不良により発育の障害が生じることもあります。

2 知的発達への影響

身体的虐待の後遺症で知的障害が生じたり、ネグレクトにより外部からの十分な刺激が与えられないことで、知的発達が妨げられることがあります。

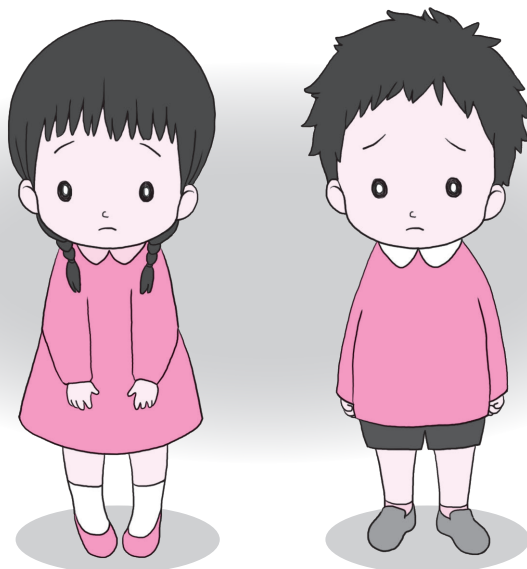
3 人格形成への影響

保護者との愛着関係（心理的な信頼関係）を築けないことや虐待体験の心の傷から、他人との適切な距離の取り方がわからず、対人関係がうまくいかないことがあります。また、感情をコントロールできなかったり、暴力的な行動をとりやすくなったりします。保護者から人格を否定されるような言動にさらされたことにより、自尊心が育たず、自己否定的な言動や自傷・自殺などに結びつくこともあります。

4 世代間の連鎖

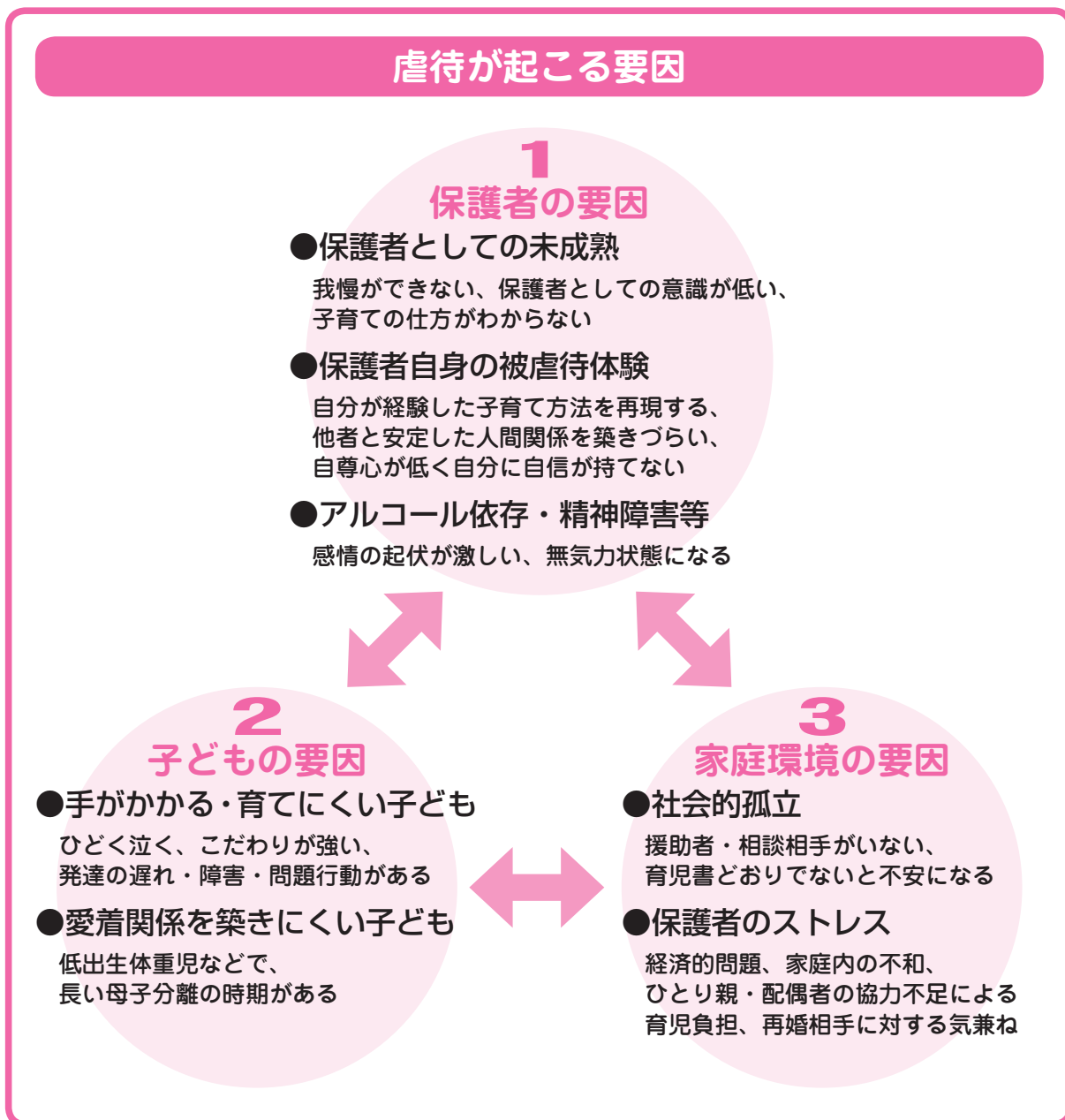
虐待をしてしまう保護者の中には、自分が子どもの時に虐待を受けていたという人が少なくないと言われています。自分が体験した子育て方法（虐待）しか知らない、自分が受けた虐待の影響で安定した人間関係を築きにくい、といった理由から、自分の子どもに虐待を繰り返してしまうのです。

ただし、虐待は連鎖する「可能性がある」というだけで、虐待を受けたことのある保護者が必ず虐待を繰り返すと決めつけるものではありません。



4 虐待が起こる要因

虐待は、次にあげるようなさまざまな要因が複雑に関係して起こると考えられます。これらは、虐待が起こる危険性を高める「リスク要因」と呼ばれますが、リスク要因があれば必ず虐待が起こるわけではありません。



2 子ども虐待への対応は

1 虐待に対する姿勢

1 「しつけ」と「虐待」

虐待をした保護者は時として、虐待を「これはしつけだから」と肯定します。

しかし、しつけであれば虐待にならないということはなく、しつけと虐待が同時に行われることもあります。「感情的になってやるから虐待」「一生懸命にやっているからしつけ」という見方も誤りで、虐待は保護者の意識・意図とは無関係なものです。「しつけか虐待か」の二者択一状態に陥ることなく、「**子どもにとって有害かどうか**」という視点で考える必要があります。

2 先入観にとらわれない

虐待は、どんな家庭でも起こる可能性があります。保護者の社会的立場や職業などによる**先入観で虐待を見逃さない**よう注意する必要があります。

3 通告をためらわない

虐待に対する判断の難しさや、保護者との関係が悪化するのではという懸念から、通告をためらってしまうケースもあります。しかし、通告の目的は、犯人探しや責任の追及ではありません。**通告は、子育てに困難を抱えている家族を周囲が援助するきっかけ**であると考えてください。

4 保護者を責めない

虐待はさまざまな要因によって起こるため、保護者を責めて解決するものではありません。虐待をする保護者も援助を求めているのです。虐待の背景には、家庭の経済的問題や子どものしつけ、協力者の不在など、保護者を苦しめる要因が隠れています。**保護者の悩みや努力を理解し、子育ての大変さに共感する**ことが、保護者との協力関係を築く第一歩となります。

5 みんなで考える

虐待問題の対応は非常に難しいものです。**問題を一人で抱え込まず**に、職場や組織など周りのみんなで共通認識を持つこと、また関係機関と連携を取ることが必要です。さらに、**他人任せにせず**、自分の役割を認識しておくことが必要です。

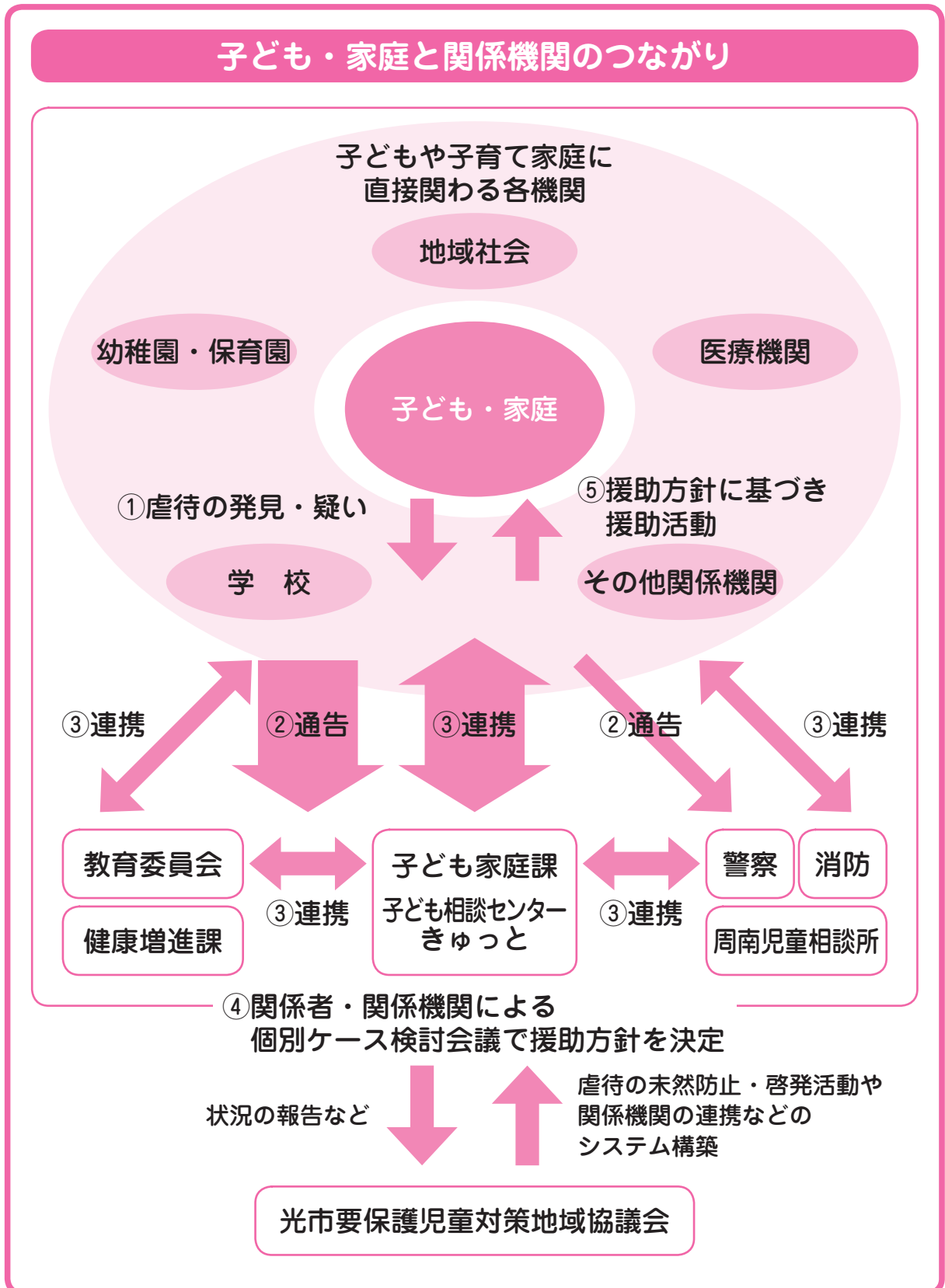
6 秘密を守る

虐待の対応には、**秘密を守る**ことが大切です。虐待の通告があった場合、通告者を守るため、通告者を特定させるような情報を漏らしてはいけません。また、虐待のある家庭について多くの情報を集めることにはなりますが、これを必要な関係者以外に漏らしてもいけません。

こうした秘密保持の一方で、**虐待通告の義務は最優先**とされ、たとえ法律で守秘義務が課されている職業であっても、通告は守秘義務違反にあたりません。

② 関係機関のつながり

虐待に対しては、図のように関係機関が連携して対応していきます。虐待を発見または疑うことが、家庭への援助の第一歩となります。



3 虐待を発見するまで

日常の様子が「ちょっと気になる子」を注意して見ることで、虐待の存在に気づくということは多くあります。「ちょっと気になる子」には、以下のポイントを踏まえて対応する必要があります。

1 複数の目で見ると

1人の目では気づかないことがあっても、複数の目で見ると気づくことがあります。「ちょっと気になる子」には、周りのみんなが注意する必要があります。

2 できる限りの情報を集める

子どもの状態を正しく把握するには、多くの情報が必要です。子どもの様子はもちろん、家庭の世帯構成や保護者の人間関係、通勤・通園・通学先など、可能な範囲で情報収集にあたります。

3 記録を取る

「子ども記録票（18ページ参照）」を活用するなどし、子どもや保護者と接していて、様子に変化があったときや印象的な会話があった場合は、日時や内容などできるだけ詳しい記録を取っておきましょう。

4 虐待の未然防止

虐待が起こってしまうと、解決するまでに多くの時間がかかってしまうこともあるので、起こる前の予防が重要になります。「ちょっと気になる子」とその家族を援助することは、虐待の未然防止につながります。

援助にあたっては、家庭もしくは子どもと最も近い関係者が主たる援助者（キーパーソン）となります。キーパーソンはケースによって違いますが、例としては、子どもが保育園や幼稚園・学校に在籍している場合はその在籍機関、乳幼児などでどこにも所属していない場合は民生児童委員、保健師や母子保健推進員、かかりつけ医などの地域住民になります。

援助の内容としては、保護者の子育てに対するストレスや負担感を軽減させることが求められます。訪問や声かけにより保護者を孤立させないこと、保護者の苦勞に共感しその努力をほめることや、利用できる制度・援助サービスの紹介、子育ての相談に応じ保護者の養育力を高めることなどがあげられます。

この援助は、キーパーソンだけに任せればよいというわけではなく、関係者全員が保護者と接触する機会を増やしていく必要があります。

援助の内容

保護者に対して

- 家庭訪問や声かけで、保護者の孤立を防ぐ
- 保護者の苦労を理解する（ただし保護者を正当化するのは別問題）
- 保護者の努力を認め、ほめる
- 保護者の不満やグチを受け止める
- 各種支援制度・サービスを紹介する
- 子どもの一時預かりなどで子育てを休憩させる
- 子育ての相談に応じる
- 離乳食教室などで保護者の養育力を高める など

子どもに対して

- 子どもの言葉を信じ、安心させる
- 虐待は子どもが悪いわけではないことを伝える
- 約束を守る（「誰にも言わない」は守れないので、「必要な人には話す」ことを説明するなどし、非現実的な約束はしない） など

5 早期発見のポイント

起こってしまった虐待は、できるだけ早く発見し対応することが重要です。

子どもや保護者の日常の様子から、虐待を発見することができます。子どもから出されるSOSのサインは弱く、間接的であったりするので、見落とすことがないように日頃から虐待に関心を持っておく必要があります。以下のポイントを参考に、特に注意すべき項目や複数の項目にチェックがある場合は、虐待の可能性があると考えてください。

地域社会で

子どもの様子

- 不自然な傷・あざ・やけどなどがある
- 身体や衣服が不潔である
- 語りかけても表情の変化に乏しい、反応が少ない
- 家族のことや身体の傷などについての説明が不自然、説明内容がよく変わる
- いつもお腹を空かせている
- 不自然な時間に徘徊している
- 家に帰りたがらない
- 性的なことに過度に反応する
- 万引きなど、非行行為を繰り返す（単独で行う場合も多い）

保護者・家庭の様子

- 虐待行為そのものが目撃される（保護者は「しつけ」と言うこともある）
- 虐待行為が疑われる音を聞く（泣き声、叫び声、どなり声、たたく音など）
- 表情が固い、子どもへの語りかけをしない
- 地域の中で孤立しており、他人の話に耳を貸さない
- 家の中や周囲が乱雑で汚れている
- 子どもがけがや病気をしても病院へ連れて行かない
- 小さな子どもを置いたまま外出することが多い
- きょうだいや他の子どもと比較することが多い
- 子どもの存在を否定する発言がある（「産みたくなかった」など）

保育園・幼稚園で

子どもの様子

- 不自然な傷・あざ・やけどなどがある
- 家で傷を作って登園することが多い
- 特別な病気がないのに身長・体重の増加が悪い
- 身体や衣服が不潔なまま登園する
- おむつや衣服が換えられていない、お尻がただれている
- 語りかけても表情の変化に乏しい、反応が少ない
- お迎えに来た保護者におびえる
- 保護者がお迎えに来ても帰りたがらない
- 家族のことや身体の傷などについての説明が不自然、説明内容がよく変わる
- 周りの大人を挑発したり試そうとしたりする
- 周りに乱暴・攻撃的な発言・行動を繰り返す
- 基本的な生活習慣が身につけていない
- 給食をガツガツ食べる、おかわりを繰り返す
- 性的なものに異常な興味を示す、性的な遊びをする

保護者の様子

- 子どもの傷などに不自然な説明をする
- 子どもを乱暴に扱う
- 子どもがけがや病気をしても病院に連れて行かない
- 健康診査や予防接種を受けさせていない、母子健康手帳の記入が極端に少ない
- 子どもの様子に関心を持たない
- 理由がないのに園の行事に参加したくない
- 子どもの忘れ物が多い、必要なものを持ってこさせない
- きょうだいや他の子どもと比較することが多い
- 子どもの存在を否定する発言がある（「産みたくなかった」など）

学校で

子どもの様子

- 不自然な傷・あざ・やけどなどがある
- 家で傷を作って登校することが多い
- 特別な病気がないのに身長・体重の増加が悪い
- 身体や衣服が不潔なまま登校する
- 理由がはっきりしない欠席や遅刻が多い
- 家出を繰り返す
- 落ち着きがない、授業に集中できない
- 急に学力が低下する
- 家族のことや身体の傷などについての説明が不自然、説明内容がよく変わる
- うそをつくことが多い
- 周りの大人を挑発したり試そうとしたりする
- 周りに乱暴・攻撃的な発言・行動を繰り返す
- 他の子になじめない、身勝手な行動ばかりする
- 自傷行為や自虐的な発言をする
- 基本的な生活習慣が身につけていない
- 給食をガツガツ食べる、おかわりを繰り返す
- 年齢に不相应な性的言動がある
- 衣服を脱ぐことを恐れる
- 万引きなど、非行行為を繰り返す（単独で行う場合も多い）

保護者の様子

- 子どもを乱暴に扱う
- 子どもの様子に関心を持たない
- 理由がないのに学校の行事に参加したがない
- 教師との面接・面談を拒む
- 子どもの忘れ物が多い、必要なものを持ってこさせない
- きょうだいや他の子どもと比較することが多い
- 子どもの存在を否定する発言がある（「産みたくなかった」など）

医療機関で

注意すべき子どもの所見

● 全身

- 病気に関係ない低身長・低体重・低栄養
- 何度も繰り返す事故
- 内臓出血

● 皮膚・骨

- 不自然な傷・あざ・やけど・骨折
- 新旧混在する傷・あざ・やけど・骨折
- 皮下出血を伴う頭髪の抜毛
- 放置されたまま自然治癒した骨折痕

● 頭部

- 頭蓋内出血（特に硬膜下出血）
- 頭蓋骨の複雑骨折・多発骨折
- 揺さぶられっ子症候群（乳幼児を強く揺することで起こる脳の損傷）

● その他

- 外傷性眼障害（眼底出血、網膜剥離、水晶体脱臼など）
- 鼓膜破裂
- 溺水（特に歩行前の乳児）
- 不自然な歯の損傷、異常に多い虫歯
- 性器・肛門周囲の外傷
- 診察に対する不自然なおびえ方

保護者の様子

- 子どもの症状や原因についての説明が不自然、説明内容がよく変わる
- 子どもの存在を否定する発言がある（「産みたくなかった」など）
- 理由がないのに子どもを病院に連れて来る時期が遅い
- 病院を渡り歩く
- 慢性的な疾患がないのに頻繁に子どもを病院へ連れて来る

※「不自然な傷など」は、傷のある部位・傷の付き方だけでなく、子どもが傷を負った時間や子どもの行動範囲・行動能力などからも考える必要があります。

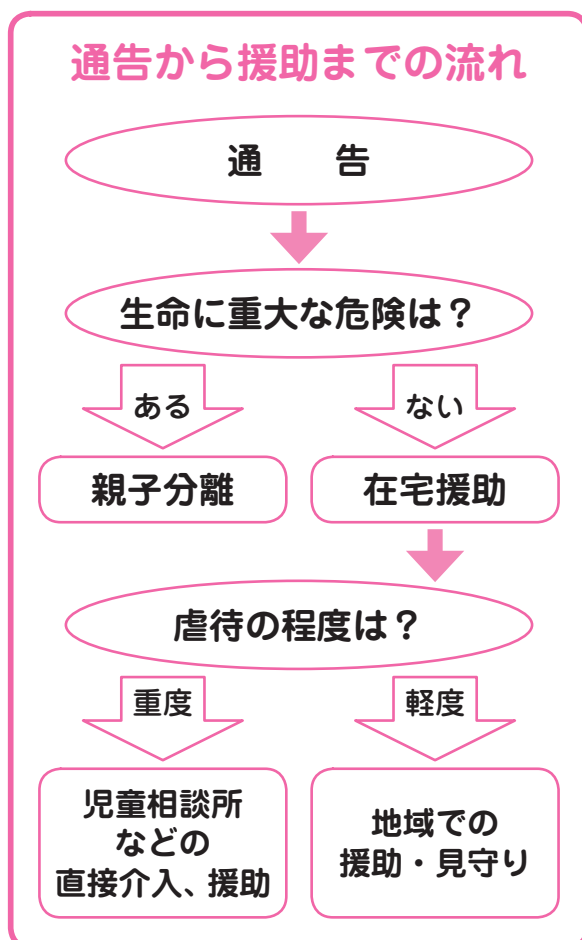
6 通告

虐待を発見した場合、または虐待が疑われる場合は、すぐに通告する必要があります。「子ども虐待等通告書（17 ページ参照）」を使うなどで通告してください。

ただし、暴力などで今すぐに子どもの生命に危険がある場合は、まず警察に通報し、その後で通告します。

通 告 先	
光市子ども家庭課 子ども相談センター きゅっと	TEL 0833-74-5910 FAX 0833-74-3034
周南児童相談所	TEL 0834-21-0554 FAX 0834-21-8650
光警察署（緊急時） TEL：0833-72-0110	警察（緊急時） TEL：110

通告の後、虐待によって子どもの生命に重大な危険がある可能性が高い場合などは、一時保護や施設入所などにより親子を分離しますが、そうでない場合は在宅で家庭を援助します。このとき、虐待が重度であれば、児童相談所が主体となって家庭訪問などの援助を行いますが、軽度であれば、市が主体となって地域で家庭を援助していくことになります。



虐待の程度	
軽度	健康に直接的な影響は少ない ・痕が残らない程度の傷を負う ・食事や入浴などが適切にされていない
重度	成長や発達に影響している ・やけどや骨折など、痕が残る傷を負う ・ネグレクトで成長や発達に遅れが見られる ・明らかな精神症状がみられ、医療的ケアが必要である ・性行為やわいせつ行為がある
最重度	生命に危険がある ・頭部や腹部を激しく殴る ・首を絞める、布団蒸しにする ・栄養不足で衰弱が始まっている ・親子心中を考えている

3 子ども虐待に関わる用語集

●愛着

乳幼児が、特定の養育者（保護者）と親密に接することで築く「信頼関係の絆」。乳幼児は、この信頼できる相手を拠点としていろいろな他者と関わり、適切な対人関係を身につけていきます。

●アスペルガー症候群

アスペルガー症候群は、脳機能の障害によって起こる自閉症スペクトラム障害の1つです。

対人関係をうまく築きづらいなどの特性を持ちながらも、知的には正常な場合が多く通常の会話には支障ありません。雰囲気などで相手の気持ちを推し量ることが難しく、想像力に乏しいため、冗談や皮肉を言葉どおりに受け止めたりします。障害として認識されにくいと、「反抗的な子」「言うことを聞かない子」と誤解されることもあります。知的障害を伴わない自閉症という意味で「高機能自閉症」とも言われます。

●アダルト・チルドレン（AC:adult children）

もともとは「アルコール依存症の親を持つ、成人した子ども（ACOA:adult children of alcoholics）」のことで、家庭機能が崩壊しているため、幼くして大人になる必要があり、子どもらしい子ども時代を過ごせなかった人のことです。わがままを言えない、常に他人の顔色を伺う、といった環境で育ったため、大人になってからも、自己主張できない、他人の世話ばかり焼く、などさまざまな「生きづらさ」を感じることがあります。

●アブユーズ（abuse）

「外れる」という意味の接頭辞 ab と「使う」という意味の use からなる造語で、「誤った取り扱い＝虐待」という意味で使われます。子ども虐待を特に「child abuse」と言うこともあります。（類義語 マルトリートメント）

●学習障害（LD:learning disorder）

知的な遅れなどが無いにも関わらず、言語や計算など特定の分野で著しい困難がある障害のことで、学習困難（learning disabilities）と呼ばれることもあります。多くは先天的な脳機能の障害が原因と考えられており、文字は読めるが文章としての意味を理解できない、筆算でけたをそろえることができないなど、多様な症状があります。

●家庭児童相談員

福祉事務所に配置されている専門職で、家庭相談員とも言います。子どもの成長発達や親子関係、不登校などの教育問題、窃盗や飲酒といった非行行為など、子どもや家庭に関わる問題全般の相談対応と指導等を行います。

●キーパーソン

物事の鍵となる人のことで、子どもや家庭に対して援助を行う際の中心人物を表します。ほとんどの場合、子どもに直接関わる機会の最も多い人がその役割を担うことになります。

●子どもへの暴力防止プログラム（CAPプログラム）

子どもには人権があり安心して自信を持って自由に生きられること、子どもには人権を侵害する暴力から自分で身を守る力があることなどを教え、暴力に対する子ども自身の防衛力を引き出す教育プログラムです。CAPとはchild（子ども）assault（暴行）prevention（防止）の頭文字を取ったものです。

●児童委員・主任児童委員

児童委員・主任児童委員は児童福祉法に定められており、民生委員が兼任しています。子どもに関するさまざまな相談に応じ、適切な関係機関の援助を受けられるよう、助言や連絡調整を行います。

●児童虐待の防止等に関する法律

平成12年11月施行。「子ども虐待」を法で明確に定義した上でそれを万人に禁じ、①国や地方公共団体に対する虐待の早期発見・早期対応と、関係機関との連携強化・体制整備の努力義務、②保育士や教職員・医者など子どもに関わる職業の個人に対する虐待の早期発見の努力義務、③虐待を発見した者の通告義務と、守秘義務に対する通告義務の優先、④通告者を特定できる情報の秘密保持、などが規定されています。

平成16年10月に大幅改正され、①保護者以外の同居人による虐待同様の行為を放置することはネグレクトに、子どもにDVの現場を見せることは心理的虐待に、それぞれ虐待の定義として追加、②国及び地方公共団体に対する、虐待の予防から子どもの自立支援までの責務を追加、③学校や児童福祉施設・病院などに対する虐待の早期発見の努力義務を追加、④通告義務の範囲を「虐待を発見した場合」から「虐待が疑われる場合」に拡大、などの変更がありました。

●児童虐待防止推進月間

毎年、国では「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」として、急増する子ども虐待に対し、社会的関心を高め、国民一人ひとりが子ども虐待問題への理解を深められるよう、広報やイベントなどを行っています。

●児童心理司

児童相談所に配置されている専門職で、子どもや保護者の相談に応じ、診断面接や心理検査などにより、子どもの心理診断や心理療法、カウンセリングなどを行っています。

●児童相談所

児童福祉法に基づいて都道府県や指定都市が設置する行政機関で、18歳未満の子どもについて、虐待の他、障害・養護・非行・保健などあらゆる問題に対応しています。児童福祉司や児童心理司などの専門職員が配置され、子どもの児童福祉施設への入退所措置や障害判定・心理判定、子どもの一時保護などを行っています。

●児童福祉司

児童相談所の専門職で、人口約5～8万人に1人が配置されています。子どもに関する相談全般に応じ、虐待や障害、非行などの要保護児童の保護や児童福祉施設への入退所措置の他、家庭に対する専門的指導などを行っています。

●児童福祉施設

児童福祉法に定められた施設で、保育所・乳児院・児童養護施設・児童家庭支援センターの他、障害児に関わる知的障害児施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設・情緒障害児短期治療施設、児童の健全育成に関わる児童厚生施設・児童自立支援施設、出産に関わる助産施設、母子家庭に関わる母子生活支援施設があります。

●児童福祉週間・児童福祉月間

毎年、5月5日の「子どもの日」を中心に、国では5月5日～11日の1週間を「児童福祉週間」、山口県では5月を「児童福祉月間」として、児童福祉に対する社会的関心を高めるための広報やイベントなどを行っています。

●自閉症

自閉症は、①保護者に頼らない、人の気持ちを理解できないなどの「社会性の障害」、②言葉をうまく理解できず、会話による意思疎通が難しい「コミュニケーションの障害」、③目に見える部分しか認識できず、特定の物事に強いこだわりを持つ「想像力の障害」の3つの症状が併発するもので、多くの場合で知的障害を伴います。

自閉症やアスペルガー症候群などは、それぞれの症状の程度が異なる一連のものとして「広汎性発達障害」と言い、脳機能の障害が原因と考えられています。

●情緒障害

心理的な理由などにより、感情をコントロールできなかつたり、普段は問題ないのに状況によって全く話せなくなつたりするもので、登校拒否や引きこもりなども含まれます。

●心的外傷後ストレス障害（PTSD:post-traumatic stress disorder）

生命の危険を感じるような経験で心に強い衝撃を受けた後（心的外傷後）、強いストレスによる精神的な障害を負うことで、平成7年の阪神・淡路大震災を契機によく知られるようになりました。

●代理ミュンヒハウゼン症候群（子どもを代理としたミュンヒハウゼン症候群）

ミュンヒハウゼンとは「ほら吹き男爵」の名前で、ミュンヒハウゼン症候群は、自分の身体を傷付けたり病気でであると偽ったりすることにより、注目や同情など周囲の気を引こうとするものです。身体の不調を訴えては何度も病院にかかったり、いくつもの病院を渡り歩いたりすることもあります。

これを子どもの身体で行うのが代理ミュンヒハウゼン症候群（子どもを代理としたミュンヒハウゼン症候群）で、子どもに薬を飲ませたり病気でであると偽ったりして、献身的に世話をする保護者を演じます。子どもにとっては、不必要な投薬や検査・治療などの悪影響があり、保護者と子どもが分離することで子どもの症状が治まります。

●注意欠陥／多動性障害（AD／HD:attention deficit／hyperactivity disorder）

年齢に応じた注意力がなく物事に集中できなかつたり、度が過ぎるほど動き回ってじっと座っていられなかつたりする障害のことです。多くは先天的な脳機能の障害が原因と考えられており、しつけや子どもの性格の問題ではありません。

●ドメスティック・バイオレンス（DV:domestic violence）

直訳すると「家庭内の（domestic）暴力（violence）」ですが、主に配偶者・パートナーからの暴力を指します。殴る・蹴るなどの身体的暴力、どなる・無視するなどの精神的暴力、生活費を与えない・使い込むなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力などがあります。虐待とDVには近い関係があり、子ども虐待があればDVを、DVがあれば子ども虐待を疑う視点も必要です。

●ネグレクト (neglect)

「怠る、無視する」という意味で、養育放棄・養育拒否を表します。「否定的な、消極的な」という意味の「ネガティブ」と語源は同じです。具体的には、食事を与えない、衣服や入浴など身の回りの世話をしない、子どもが病気になっても病院に連れて行かない、学校に行かせない、家や車内に子どもを置き去りにする、保護者以外の同居人による虐待同様の行為を止めずに放置するなどの行為です。

ネグレクトは、子どもに対する懲罰的な意図や養育意欲の不足による積極的なネグレクトと、保護者に子育ての知識や技術がないなどの理由による消極的なネグレクトに分けられます。積極的なネグレクトの場合、保護者が虐待を隠そうとすることが多いため、より発見が難しく、子どもが受ける影響も大きいものになります。

●発達障害 (広汎性発達障害)

主に先天的な理由により、子どもの発達に遅れや異常が見られることです。代表的なものには自閉症スペクトラム障害・注意欠陥／多動性障害 (ADHD)・学習障害 (LD) などがあります。子育てに手が掛かることが多いため、保護者にストレスがたまりやすく、周囲が適切に援助することが求められます。

●福祉事務所

社会福祉法に基づいて都道府県や市町村が設置する住民福祉の総合的な行政機関で、福祉六法 (生活保護法・児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法) を扱っています。光市では、総合福祉センター「あいばーく光」の中に社会福祉事務所として設置されています。

●保健師

保健指導を行う専門職で、子どものいる家庭への訪問や乳幼児の健康診査などを通じ、子どもと家庭に結びついています。子どもの健康状態の確認や訪問による家庭状況の把握など、子ども虐待の対応に重要な立場にあります。

●母子保健推進員

母と子の健康づくりを中心に、地域で活動しているボランティアです。妊産婦や乳幼児がいる家庭を訪問し、育児の不安や疑問について、市町村の保健師などと連携をとりながら相談に応じます。

●マルトリートメント (maltreatment)

「悪い、不正な」という意味の接頭辞 mal と「手当て」という意味の treatment を組み合わせた言葉で、「不適切な関わり」を意味します。大人の子どもに対する不適切な関わりを全体を指し、虐待よりも広い概念です。(類義語 アブユース)

●密室育児 (引きこもり育児)

核家族化や地域社会の希薄化が進み、保護者 (主に母) が 1 人きりで子どもに向き合っている状況を言います。祖父母や友達・知り合いなど、相談したりグチをこぼしたりする相手がおらず、たまったストレスが子どもに向かいやすくなります。

●要保護児童対策地域協議会

子ども虐待に対応する体制を整備するため、平成 17 年 4 月の児童福祉法改正で法定化された協議会です。「要保護児童」とは虐待の他、非行や障害などの問題がある子どもを含むため、より幅広いものとなります。「個人情報の保護」と「要保護児童の情報共有」を両立させるため、協議会の構成員には守秘義務が課せられ、また、関係機関の連携や役割分担をスムーズにするため、協議会を運営する機関を明確に規定することとされています。



子ども虐待等通告書

平成 年 月 日

通告先

子ども家庭課 子ども相談センター きゅっと TEL0833-74-5910 FAX0833-74-3034
 周南児童相談所 TEL0834-21-0554 FAX0834-21-8650

虐待等を受けている子ども	ふりがな 子どもの氏名 (複数の場合は全員)	年 月 日生 性別()	
		年 月 日生 性別()	
		年 月 日生 性別()	
		年 月 日生 性別()	
	学 校 等	年 組(担任:)	不登園 不登校
年 組(担任:)		有・無	
年 組(担任:)		有・無	
年 組(担任:)		有・無	
子どもの様子 (SOSサイン)			
子どもは今どこ			
保護者	ふりがな 保護者氏名	年 月 日生 性別()	
	子どもとの続柄	勤務先	所在地 名称
	住 所 連 絡 先	TEL	
虐待の状況	いつ(から)、どこで、何を、どんな、頻度は		世帯構成
	虐待を発見した ・ 虐待が疑われる		
通告者	通告者氏名	TEL	
	子どもとの関係	FAX	
	住 所		

※太枠の部分はできればすべて記入してください。その他のわからない箇所は空欄で構いません。